

① 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方（一定の障害があり、加入を希望する方は65歳以上から）に加入いただく制度です。

都道府県ごとに全ての市区町村が合同で設立した後期高齢者医療広域連合という組織が運営しています。

市区町村と後期高齢者医療広域連合とは、お互いに緊密に連絡を取り合って高齢者の方々のサービス向上に努めています。

加入者と申請方法

- ① 75歳以上の全ての方：75歳の誕生日から加入となり、原則申請は必要ありません。
- ② 満65歳～74歳で下記の障害程度に当たる方：障害程度を証する手帳等をお持ちの上、申請（任意）してください。

- ・国民年金証書（障害年金1・2級）
- ・身体障害者手帳1～3級（一部の障害は4級まで可※）
- ・愛の手帳（療育手帳）1・2度
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

※4級の一部の障害とは、「下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）」、「下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）」、「下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）」、「音声・言語機能障害」です。

受診方法と医療費の負担

後期高齢者医療制度に加入された方には、1人1枚の被保険者証が発行されますので、医療機関などに被保険者証を提示してください。

医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、1割、2割、及び3割です。

問い合わせ

保 険 年 金 課

☎ 60-1913

2 各種証の発行と医療費の支給

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行

下記の方は、市に申請することで、各認定証の交付を受けることができます。

所得	交付を受けることができる認定証
住民税非課税世帯の方	限度額適用・標準負担額減額認定証
被保険者証の窓口負担割合が3割の方のうち、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の世帯の方	限度額適用認定証

特定疾病療養受療証の発行

高額な治療を継続して行う必要がある次の疾病の方は、市に申請することで、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血友病
- ・血液製剤の投与に起因するHIV感染症

医療機関の窓口で提示することで、特定疾病の自己負担額が月額1万円までとなります。

医療費等の払い戻し

下記のような場合には、申請により東京都後期高齢者医療広域連合から医療費等の払い戻しを受けられる場合があります。

- ① 医師の診断に基づき、コルセットなどの治療用装具を購入したときや輸血の生血代など
- ② 緊急時や旅行先などで、やむをえず被保険者証を提示せずに受診し、医療費を全額自己負担したとき
- ③ 移動が困難な重病人が、医師の指示により緊急的に転院し、直ちに処置しなければ生命に危険が及ぶなどの場合に、交通機関を利用しその費用を負担したとき

高額療養費の支給

月の1日から末日までに医療機関に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は申請により、高額療養費として、東京都後期高齢者医療広域連合から払い戻しが受けられます。同じ世帯に後期高齢者医療の被保険者で入院している方がいる場合は、世帯合算することができます。

※高額療養費の支給対象者の方へは、東京都後期高齢者医療広域連合から案内書と申請書を送付します。
一度申請を行い振込口座の登録をすると、2回目以降の申請は不要となります。

差額室料などの医療費負担

病院などに入院したときにかかる差額室料や食事代、おむつ代は保険が適用されず、全額自己負担になります。後期高齢者医療の被保険者証をお持ちの方も、この費用については公的な助成が受けられません。

自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減（配慮措置）

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、外来医療の自己負担増加額の上限を1ヵ月（月の1日～末日）で最大3,000円までとします。

（医療機関窓口での自己負担額が3,000円になるわけではありません）。

同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払う必要はありません。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を、後日高額療養費として払い戻します。

入院の医療費は対象外です。

高額医療・高額介護合算制度

94ページをご覧ください。

問い合わせ

保険年金課

☎60-1913

3 保険料について

後期高齢者医療制度の保険料

皆さんが病気や怪我をしたときの医療費などに充てるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料は、国や都、市区町村からの負担金や補助金及び他の現役世代からの支援金など合わせ、後期高齢者医療制度の運営のために重要な財源となります。

◎被保険者一人ひとりが納めます。

保険料の決め方

東京都における均一保険料（年額） 100円未満切り捨て

東京都の 保険料 (限度額 80 万円 ^{※3})	=	均等割額 被保険者 1 人当たり 47,300 円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ^{※1} × 東京都の所得割率 ^{※2} 9.67% ^{※4}
---	---	---	---	---

- ※1 賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は 43 万円）を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。
- ※2 保険料を決める基準（均等割額・所得割率）は、2 年ごとに見直され、原則として、東京都内で均一となります。
- ※3 次の方は、令和 6 年度に限り、賦課限度額が 73 万円となります。
① 昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた方
② 障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和 6 年 4 月 1 日以降に 75 歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）
- ※4 賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の方は 8.78 %、58 万円を超える方は 9.67 %となります。

保険料の納め方

- ①保険料の徴収は市が行います。
- ②納付方法は公的年金からの引き落とし(特別徴収)と納付書による納付又は口座振替(普通徴収)の2通りがあります。
- ③どちらの納付方法でも保険料は変わりません。

◆原則として年金引き落としによる特別徴収ですが、次の方は普通徴収になります。

- ・年金が年額18万円未満の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた保険料が、介護保険料を引き落とししている年金の受給額の1/2を超える方
- ・年度途中で75歳になった方
- ・年度途中で他の市区町村から転入した方

※届出により年金引き落としを中止し、口座振替による納付方法に変更することができます。

◆特別徴収：年6回の年金から保険料が差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
(1期)	(2期)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。		

◆普通徴収：納期限（各納期の月末）までに金融機関等を通じて納めてください。 口座振替の方は、納期限の日に指定口座から引き落とされます。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
(1期)	(2期)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)	(7期)	(8期)

社会保険料控除について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料として控除されます。特別徴収の方はご本人に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は保険料を引き落とした口座の名義人に適用されます。

問い合わせ

保 険 年 金 課

☎60-1913

4 納付相談

保険料の納付が困難なとき

事情により保険料の納付が困難なときは、お早めに保険年金課にご相談ください。

保険料の滞納をつづけていると

災害等の特別な事情のある方を除いて、保険料を滞納し続けたり納付相談にも応じない方には、通常の被保険者証よりも有効期限が短い短期被保険者証を交付します。滞納が続く方には滞納処分をする場合がありますのでご注意ください。

保険料の減免

災害等により大きな損害を受けたときや、事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにご相談ください。

問い合わせ

保 険 年 金 課

☎60-1913